

豊橋市監査公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年9月29日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎



定例監査の監査結果に基づく措置結果 (令和3年度)

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
文化・スポーツ部	「スポーツのまち」づくり課	03-18	意見	スポーツ合宿等支援事業補助金において、市有スポーツ施設の利用促進及び市内宿泊施設の需要喚起を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的としていることから、同補助金の効果を利用者アンケート等により検証するとともに、今後の課題把握に努められたい。	より効果的に合宿を誘致するため、令和4年5月に実績や利用者のアンケートの内容等を豊橋観光コンベンション協会と情報共有し、合宿を扱う旅行者や大学の部活動へのアプローチやフォロー等が重要だと認識しました。今後も情報共有を行い、豊橋観光コンベンション協会への補助金の効果を把握してまいります。	R4.8.12
環境部	ゼロカーボンシティ推進課	03-18	指摘事項	公益社団法人豊橋市シルバー人材センターへの業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として一者随意契約していたが、同規定は一者随意契約の根拠とはならないので、見積り合わせを行うなど、関係法令にのっとり適正な事務処理をされたい。	令和4年度の契約より、本課ホームページにて、市契約規則第52条の2の規定による発注見通しの公表、見積り合わせ、契約締結後の公表を行った。また、適正な事務処理を継続するため、令和4年4月課内に周知した。	R4.9.16
	収集業務課	03-18	意見	ごみ収集ルート作成支援システム機器等賃貸借契約の保守作業において、賃貸人以外の者に保守作業を行わせるため、賃貸人から「保守作業承認願」が提出され承認しているが、承認した理由が不明確だったので、決裁文書に理由を記載するなど適切な事務処理に努められたい。	賃貸借契約の保守作業の承認にあたっては、明確な承認理由を決裁文書に記載するよう、令和4年3月に課内職員に周知徹底を図った。	R4.3.31
		03-18	意見	ごみ収集ルート作成支援システムの導入目的は、ごみ収集の配車及びルートを自動的に示すことでごみ収集業務に対する作業量を平準化させることであるが、その効果は帰庁時間の平準化という定性的なものにとどまっていることから、定量的な視点により費用対効果の検証に努められたい。	ごみ収集ルート作成支援システムは、収集業務量の平準化を目的として導入したが、現行のシステムの特性や利用方法から、作業時間の削減など定量的な効果が得られないか検証している。	R4.3.31
教育委員会	教育政策課	03-18	意見	岩田小学校始め52校消防設備等保守点検業務において、小学校の消防設備の点検を年2回行っているが、改修が必要との点検結果に対し改修されていない事例が散見された。児童の安全を最優先に考えた適切な施設管理に努められたい。 また、遊具(体育施設)保守点検委託業務において、修繕が必要とされるものが全体の14%という点検結果となっている。今後さらに老朽化が進み修繕が必要とされる遊具等が増加することが予想されるので、使用状況を踏まえて撤去を進めるなど、事故を未然に防ぐための適切な施設管理に努められたい。	小・中学校及び市立3校で実施している消防設備等保守点検業務により改修が必要とされた箇所について、不良設備名及び不良内容を記載した改修必要箇所一覧を作成し、緊急性の高い不良設備については令和4年6月までに設備を更新した。その他の今後取替を推奨されている設備については、児童の安全を最優先に考え、優先度の高いものから計画的に更新を行っている。 また、学校遊具については学校と使用頻度や遊具の状況令和4年7月までに現地で確認し、修繕・撤去等の対応方法について整理するとともに、修繕すべき遊具は補修を行った。すぐに補修が行えない遊具については、事故を未然に防ぐため、補修が完了するまで使用禁止としている。	R4.8.22

定例監査の監査結果に基づく措置結果 (令和3年度)

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
教育委員会	教育政策課	03-18	意見	民間プール等の活用モデル事業において、小学校水泳授業支援業務の仕様書に「受託者の不備により事故や怪我があった場合は、受託者が責任を負うこと。」とあるが、事故等が発生した場合の賠償責任保険等への加入を条件とする記載がない。また、同仕様書に「インストラクターを1クラスあたり1名配置する。」とあるが、インストラクターの指導実績などの条件について示されていない。万が一の事故に備えた保険への加入や安全で効果的な水泳指導を行うためのインストラクターの条件を定めるなど、適切な仕様書作成に努められたい。	令和4年4月に事業者と締結した小学校水泳授業支援業務委託契約の仕様書に、施設賠償保険等に加入していることを要件として明記した。また、他市のインストラクターの要件等を参考に、同仕様書にインストラクターの要件として、以下のいずれかに該当する者を配置するよう明記した。 <インストラクターの要件> ①(公財)日本水泳連盟や、(一社)日本スイミングクラブ協会等が認定する水泳指導者に関する資格を保有すること。(資格証の写しを提出) ②これまでに水泳指導を6か月以上引き続き行ったことがあること。(施設長等が証明する任意の書類を提出)	R4. 8. 22
総務部	人事課	03-19	意見	豊橋市職員ストレスチェック業務において、入札結果を見ると予定価格に対し落札率は28%となっているので、仕様に対する金額の精査を行うとともに、予算を見積る際には複数の業者から見積徴取するなど、適切な事務処理に努められたい。	令和4年度と同業務において、仕様内容を見直して結果分析の充実を図るとともに、3者から見積徴取して予定価格を決定した結果、落札率は99%となった。	R4. 7. 7
企画部	首都圏活動センター	04-04	意見	首都圏在住の東三河地域にゆかりのある人を会員としての国東三河応援倶楽部を組織し、令和3年度の総会ではシティプロモーション活動や情報収集・意見交換を行っているが、参加者数は会員の10%程度の84名となっていることから、多くの会員に参加してもらえよう効果的なアプローチ方法の検討により、多くの意見を市政に反映できるような総会運営に努められたい。	令和3年度は、コロナ禍において第5波の流行が収まったタイミングで急遽、総会を開催することになり、開催決定から参加申し込みまでの期間に時間的余裕がなかったことが総会参加者数の少なさにつながったものと考えられることから、今後は開催日を早期に決定し、会員に通知することで、参加申し込みまでの期間に余裕を持つようにしていく。また、さらなる参加者の増加を図るために、申し込みがない会員へは再度案内メールを发出するようにする。さらに引き続き、参加者数の増加に向けたアプローチの可能性を探るとともに、会員からより多くのご意見を頂戴できるように会員数の増加に努めていく。	R4. 8. 23
産業部	農地整備課	04-04	意見	憩の場除草委託業務において、自治会組織と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。	憩の場除草委託業務の契約先である地元自治会は、地域住民と行政をつなぐいわばパイプ役であり、地域住民と行政が協働して管理することにより、憩の場に対する愛護意識を深めることのできる唯一の組織であることを令和4年4月12日に課内で周知し、令和4年度契約からは、一者随意契約理由書にその旨を記載した。	R4. 8. 24

定例監査の監査結果に基づく措置結果（令和元年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
環境部	ゼロカーボンシティ推進課	01-5	意見	リサイクルステーション2か所の運営業務委託において、1か所は駐車場交通警備を別途業務委託しているが、費用対効果や民間による地域資源自主回収の状況を検証し、市による運営のあり方について検討されたい。	指摘のあったリサイクルステーションの運営業務委託においては、費用や回収量の推移、民間による回収状況を踏まえ、効果の検証を行っている。今後も引き続き検証を重ね、地元関係者と協議を進めるとともに、市民にとって利便性が低下しないよう、運営のあり方について検討を進めることとした。	R4. 9. 16